

静岡県後期高齢者医療制度の保険料率が改定されます

この制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直します。平成 26・27 年度の新保険料率は、医療費の増加などを考慮して、次のとおり改定されます。

▶平成 26・27 年度の保険料率(年額)

区分	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度
所得割率	7.15%	7.57%
均等割額	36,626 円	38,500 円

$$\text{保険料} = \text{均等割額 } 38,500 \text{ 円} + \text{所得割額 基礎控除後の総所得金額等} \times 7.57\%$$

▶賦課限度額が引き上げられます

中低所得者層の負担軽減を図るため、現行の賦課限度額 55 万円から 57 万円に引き上げられます。

区分	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度
賦課限度額	550,000 円	570,000 円

▶均等割保険料の軽減対象が拡大されます

均等割保険料の 5 割軽減・2 割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため、軽減対象が拡大となり軽減判定所得基準額が引き上げられました。

均等割保険料の軽減対象所得基準額(世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計)

区分	旧(~平成 25 年度)	新(平成 26 年度~)
5 割軽減	33 万円 + 24 万 5 千円 × <u>世帯主を除く被保険者数</u>	33 万円 + 24 万 5 千円 × <u>被保険者数</u>
2 割軽減	33 万円 + <u>35 万円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>45 万円</u> × 被保険者数

▶その他の保険料軽減措置は、継続されます。

○被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減

社会保険等の被用者保険(いわゆるサラリーマンの健康保険)の被扶養者だった人は、これまでに引き続き、均等割保険料が 9 割軽減され、所得割保険料はかかりません。

○低所得者に対する軽減

均等割保険料の 2 割軽減・5 割軽減について拡充された上で(前述参照)、平成 25 年度と同様の軽減が継続されます。

【所得割軽減】

前年の基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下(年金収入のみの場合は、153 万円以上 211 万円以下)の場合、所得割保険料が 5 割軽減されます。

【均等割軽減】

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
「基礎控除額(33 万円) + <u>45 万円</u> × 世帯の被保険者数」以下	2 割
「基礎控除額(33 万円) + 24 万 5 千円 × <u>世帯の被保険者数</u> 」以下	5 割
「基礎控除額(33 万円)」以下	8.5 割
均等割 8.5 割軽減を受ける世帯の被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、その他各種所得がない場合	9 割

▶平成 20 年度の制度開始より、川根本町は特例により、県内均一保険料よりも低い保険料率が設定されていました。この特例は、6 年間かけて段階的に解消されるため、平成 26 年度からは県内全地域において、均一の保険料となります。



エコツーリズム推進事業の地域コーディネーター。川根本町エコツーリズムネットワークの事務局を担当。5代目「緑のふるさと協力隊」として活躍。愛媛県出身。
かんとぅ み き
神東 美希さん

地域コーディネーター 神東美希の

エコツアー日記

シーズン2

川根本町の魅力をPRするエコツーリズムネットワーク活動報告

問い合わせ 役場総合支所商工観光課内 かんとぅ み き 神東美希 ☎(58)7077

皆さんは「観光」に行くとしたらどこへ行きたいですか？「行ったことのない、どこか遠くの場所」を思い浮かべる人が多いかもしれませんね。私もそうでした。自らが観光に携わる立場として、どうやって「外」の人を本町に呼び込むかということばかりを考えていたのです。

しかし、ある人に言わせると「観光」の定義というのはそうではないらしい！ ①お金が落ちる(収益を上げる)②人を呼ぶ(中の人でも外の人でもいい)③「また来よう」というリピーターを増やすだと言うのです。特に②は目からウロコでした！

先日、浜松市で街歩きツアーに参加し、とあるお醤油屋さんに立ち寄りました。参加者の大半が浜松市民だったにもかかわらず、誰もが「こんなお店があること

を知らなかった！」と驚いていました。その後、お醤油屋さんのごだわりや温かさに触れると「今度また買いに来るね」という言葉が出るのです。

その様子を見ていて「観光ってこういうことなんだ！」と衝撃を受けました。前述の「観光の定義」の①②③をすべて満たしているではありませんか!? このツアーはそもそも地元の人をターゲットにしている、「地域にある店や人を知ってもらいたい、購買につなげたい」という目的があったのです。

つまり、何も遠くに行くことだけが観光ではないということ。「光を観(み)」と書いて「観光」ですから、まずは近場を巡っている光を発見してみませんか？

私たちエコツアーのプログラムも生涯学習、学校教育、地域

の行事などで、町民の皆さんに気軽に利用してもらえるよう、どんなことができるのか積極的に提案していきます。

いよいよ春到来。4月、5月はキャンプやトレッキングなどのプログラムが目白押し！新しい出会いや発見が待っているかと思うと、今からワクワクします。



富士山の日(2月23日)に「冬山トレッキング～雪のブナ林を歩こう～」を開催。残念ながら富士山は見えませんでした。銀世界のブナ林に参加者も感動していました。

川根のみきていが綴る「ブログ版」川根本町エコツアー日記もお楽しみに！ <http://eco2kawane.eshizuoka.jp/>

国民健康保険からのお知らせです

70、74歳の被保険者の窓口負担が見直しになります

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担となっていました。

平成26年度から、この特例措置が見直され、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から段階的に見直されることとなります。

▼平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

▽70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(一定以上の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。)

例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から

2割負担になります。

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がることとなります。

▼平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

▽平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。(一定以上の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。)

例えば、平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。

なお、窓口負担の毎月の負担上限額は変わりません。

生活健康課・町民室 ☎(58)2222 住民生活室 ☎(58)7070